運転免許申請(新規･併記･失効)の際の住民票の記載事項等について

住民票については、６か月以内に交付を受けたもので、以下のとおりの記載事項が必要となります。また、複写（コピー）したものは提出できませんのでご注意ください。

○　日本国籍の方

本籍地記載のもの

○　日本国籍で国外転出されている方

海外居住等により住民登録が日本にない場合は次の①②③すべてが必要です。

・　戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍事項証明書…①

・　住所を確かめるに足りる書類

国外転出者の滞在場所証明書…②

証明者（世帯主）の住民票…③

※　②の国外転出者の滞在場所証明書について、世帯主以外の方が証明する場合や申請者滞在先の住所と証明者の住所が異なる場合等については、他の証明書類が必要な場合がありますので、必ず手続きの前にお問い合わせください。

なお、証明書様式例は別添ファイルを参照してください。

○　外国籍の方（住民基本台帳法の適用を受ける方）

特定事項が記載されたもの

※　特定事項とは、住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票に記載することとされている事項

→　国籍／法第30条45規定区分／在留資格／在留期間／在留カード等番号／在留期間の満了の日（在留期間の満了の日を超過している場合は手続きできません。）

○　住民基本台帳法の適用を受けない外国籍の方は、別途お問い合わせください。

山梨県警察本部交通部

運転免許課試験担当

電話０５５－２８５－０５３３

（問合せ受付時間：平日8:30～17:00）